



第48号

茂原市 農業委員会だより



発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530



市長へ意見書を提出（写真左から 鬼島会長、田中市長、石井前会長、風戸推進委員長）

新役員紹介

令和5年1月31日に開催された農業委員会第2回総会にて役員変更がありましたので紹介します。

会 長	鬼島 一郎
会長職務代理者	秋葉 仁喜
第一小委員長	八角 徳政
第二小委員長	光橋 正人
第一副小委員長	浦島 京子
第二副小委員長	杉浦 文子
農地利用最適化推進委員長	風戸 茂樹
農地利用最適化推進副委員長	古山 光雄

令和5年度茂原市の農業振興及び農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書

農業委員会では、令和5年度予算編成にあたり、昨年9月に次の項目について、市長へ意見書を提出いたしました。

（意見書の項目）

- 第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について
 - 1 基盤整備の推進
 - 2 遊休農地対策の推進
 - 3 地域計画の策定及び農地中間管理事業の活性化
 - 4 担い手の育成対策等
 - 5 新規就農の促進
 - 6 その他
- 第2 農業委員会の体制整備について

会長就任のあいさつ



農業委員会
会長
鬼島 一郎

農業者の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
この度、令和5年1月31日に開催されました第2回総会において、農業委員会会長を拝命いたしました。大変光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。
さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加、米価の下落、生産資材等の高騰など、様々な要因により依然として厳しい状況が続いております。茂原市農業委員会としては、これら山積する課題に対し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一致協力し、本市の農業が魅力ある産業として、将来に向け継続的かつ安定的に経営されるよう取り組んで参ります。
農業者の皆さまにおかれましては、これまでと同様に、ご指導並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

『地域計画』を策定して地域のみんなで地域農業について考えてみませんか

「地域計画」とは？

10年後の地域農業を守っていくため、地域の皆さんの話し合いにより、地域の現状を把握して作る「地域のための計画」です。

茂原市の現状（参考：2015 農林業センサス、2020 農林業センサス）

2015年から2020年の5年間で総農家数は272戸減少。年間約54戸の農家が離農していることとなります。また、平均年齢は71.1歳で65歳以上の割合は約81.7%となっており高齢化が進んでいます。

☆はじめの一步は地域みんなの話し合い☆

みんなで地域の農地・農業を守っていきましょう。

地域計画の内容説明や、地域での話し合いの手伝い等のご相談ご要望がありましたら農政課 (Tel20-1526) または農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

～農業者年金に加入しませんか～

老後をサポートする農業者年金に加入することをおすすめします。

～加入資格～

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③年齢が20歳以上60歳未満

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択することができます。

支払った保険料は「社会保険料控除」の対象になります。
詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

◇全国農業新聞◇

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営と暮らしに役立つ」情報をお届けします。

発行所：全国農業会議所

発行日：毎週金曜日

購読料：月額700円

申込先：農業委員会事務局



農業委員会への手続き等について

農地の貸借について

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行いましょ

農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や、農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで（土日祝日は除く）**となります。

農地の埋立てについて

土砂等で埋立てを行い、野菜等の作付けをする場合で、以下の条件に全て該当するものは、**事業実施1か月前まで**に「軽微な農地改良の届出」が必要になります。なお土砂等は、山砂や搬出元が明らかな畑土等とし、建設残土や再生土の使用はできません。

- 1 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 2 水路の構造を変更しない等、他法令の許認可等を要しないこと。
- 3 事業に要する期間が3か月を超えないこと。

上記以外の埋立て（建設残土の使用等）には、**農地転用の許可を受ける必要があります。**

※埋立てについては**環境保全課（Tel20-1504）に手続きが必要**になる場合があります。

農地の権利取得について

相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定による届出が必要になります。



詳細は農地がある市町村農業委員会にお問い合わせください

農地の適正な管理をお願いします

現在、市内の農地面積のおよそ1割が遊休農地になっています。

雑草が繁茂していると、近隣住民に迷惑をかけてしまうほか、周辺農地の作物にも影響をおよぼします。また、一度荒れてしまうと復元するのが大変になります。

美しい地域の景観を未来に残していくためにも、草刈りや耕運作業を定期的に行う等、農地の適正な管理をお願いします。



農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査の様子

●農地の利用状況調査・利用意向調査にご協力ください

農業委員会では遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的とし6～9月の間に農地の利用状況調査を実施しております。調査後、遊休農地の所有者に対して、毎年、農地の利用意向調査を実施しますのでご協力をお願いします。



農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

【令和4年分】

(金額は10a当たり)

農地区分	賃借権				使用賃借権
	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	8,800円	21,600円	1,000円	428筆	61筆
畑	8,100円	20,000円	1,000円	46筆	15筆

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和4年1月～12月)
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。
- ※3 **地域性を考慮し、必ずしもこの賃貸借料の限りではありません。**

令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



1 雇用労賃

区分	労賃	備考
田作業	8,800円	①1日当たりの賃金(但し実労8時間) ②賄回数は2回
畑作業	8,500円	

2 機械による農作業料金

区分	農作業料金	備考
トラクター	耕起	6,500円 10a当たり
	代かき	6,700円 10a当たり、ドライブハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる
	畦ぬり	3,800円 100m当たり
田植機	8,300円	10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議
コンバイン	18,300円	10a当たり 刈り取り・脱穀
乾燥調製	3,000円	60kg当たり 生粃の乾燥・粃摺り
育苗	850円	1箱当たりの硬化苗(運搬費を含まない)

- ※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金
- ※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定。
- ※3 **地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。**